

平成24年5月17日

保護者の皆様

春日井市立西部中学校長
古賀直人

非常時における生徒の登下校について

地震・台風などによる非常時の登下校については、以下の通りにいたします。ご家庭でもお子さんをご確認いただき、非常時にそなえていただきますようお願いいたします。

1 春日井市において「震度5強」以上の地震が発生した場合

- (1) 生徒の登校前
学校や通学路等の安全が確認されるまで自宅等で待機させてください。
- (2) 生徒の登校後
通学路など学校の周囲の安全を確認した上で帰宅させます。通学路の通行が危険と思われる時などは、生徒を校内の安全な場所で一時待機させます

2 東海地震の「注意情報」「予知情報(警戒宣言)」が発表された場合

- (1) 生徒の登校前
休校とします。ただし、原則として、午前7時までに「解除」された場合は平常通り授業を実施します。
- (2) 生徒の登校後
授業を中止し、安全を確認して生徒を速やかに帰宅させます。

※ 地震発生時や「注意情報」「予知情報」が発表された時には緊急メールやホームページで各家庭に連絡をする予定ですが、使用不能になる場合もありますのでご注意ください。

西部中学校ホームページアドレス <http://www.kasugai.ed.jp/seibu-j/>

3 台風等で暴風警報が発令された場合

- (1) 生徒の登校前
生徒が登校する以前に、「春日井市」に暴風警報が発令された場合は次の通りです。

暴 風 警 報	授 業
午前7時までに解除された場合	平常通り授業を行います。 前日中に給食中止を決定しているときは弁当持参で登校します。 前日中に給食中止を決定していないときは給食があります。

午前 7 時を過ぎて午前 11 時までには解除された場合	5 時間目から授業を始めます。 家で昼食をとって登校します。
午前 11 時を過ぎても警報が解除されない場合	授業は行いません。（休校）

道路の冠水等で、登校が危険と保護者が判断された場合は、その状況を学校へ連絡し、自宅で待機させて下さい。

西部中学校 0568-31-3227

(2) 生徒の登校後

生徒が在校中に暴風警報が発令された場合は次の通りです。

- ① 気象および通学路の状況を判断し、生徒を安全に帰宅させられると判断した時は、授業を中止し、下校させます。
- ② 通学路の通行が危険であると判断した時や生徒の帰宅が困難であると認めた場合には、校内の安全な場所で一時待機させます。

4 大雨警報・洪水警報が発令された場合

(1) 生徒の登校前

- ① 大雨警報または洪水警報が発令された場合、安全であれば、平常通り授業を行います。
- ② 通学路等が危険と判断された時は、その状況を学校に連絡し、自宅で待機させて下さい。

(2) 生徒の登校後

- ① 大雨警報または洪水警報が発令された場合など、大雨・洪水等により下校が危険な状況にある場合は、通学路の危険がなくなるまで学校で一時待機させます。
- ② 大雨・洪水が予想される場合、安全を確認して早めに下校させることもあります。

5 その他

異常気象時には、本校のホームページに情報を随時掲載するとともに、緊急連絡メールでも連絡しますので、ご確認下さい。